

令和 8 年度益田市地域の担い手 移住リフォーム事業補助金



本市への移住促進を図るため、定住する目的で住宅のリフォームを行う場合に、予算の範囲内で費用の一部を助成します。

*** 工事の着工前に申請が必要です。**

※令和 8 年度の申請は令和 9 年 1 月 29 日（金）までです。

空き家バンクナビ



ますだ暮らし
Instagram



市公式ウェブサイト



いってかえり、
ますだ暮らし
Facebook



【お問い合わせ先】

政策企画局 地域振興課 定住促進係
〒698-8650 島根県益田市常盤町 1 番 1 号

電話番号 : 0856-31-0173

ファックス : 0856-23-7708

メール : teiju@city.masuda.lg.jp

◆□◆□◆ 内 容 ◆□◆□◆

1. 補助対象者

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方で、益田市に転入後5年以上定住する意思のある方

- (1) 相続または3親等以内の親族からの贈与により自己が所有する家屋、または親族(3親等以内)所有の家屋を改修するUIターン者
- (2) 益田市空き家バンク制度を利用し、空き家を購入されたUIターン者
(売買契約締結後、1年以内の方)
- (3) 益田市空き家バンク制度を利用し、UIターン者と賃貸借契約を締結された
空き家の所有者(賃貸借契約締結後、1年以内の方)

※ここでのUIターン者とは、転入前に5年以上益田市外に住んでいた方で、益田市に転入し1年を経過していない方。

※未成年者、市税の滞納者、暴力団員または暴力団員と密接な関係にある方を除きます。

2. 対象工事・・・・・・次の（１）～（３）をすべて満たす工事

- （１）家屋の機能向上のために行う修繕、模様替え、増築、設備改善など居住のために改修する工事
- （２）改修の施工は、市内に事務所等を有する法人や個人事業者によるものに限ります。
- （３）工事費３０万円以上（消費税等含む）の工事

※次の表を参考にしてください

内 容	可否	備 考
屋根・外壁改修、雨樋の取替え	○	
フローリングや壁クロス等の貼り替え	○	
床暖房設備	○	
浴室・トイレの改修	○	
畳・襖・障子・サッシ・建具の設置、取替え	○	カーテン・ブラインド等の設置や取替は対象外
排水設備工事	○	トイレ・台所・浴室等の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。
電気等設備工事	○	
システムキッチン・流し台・洗面台設置、給湯器（エコキュート）	○	
居室の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）	○	内装工事を伴うものであってもエアコンの取り付けは対象外（天井埋め込み式のものは補助対象）
車庫・カーポート、サンルーム、倉庫、犬走	×	農作業小屋・物干し場等も対象外
門・塀・アプローチ等の外構工事	×	
その他、引越費用・家具移動・手数料等	×	

※同一の箇所に対する工事について、本補助金と他の補助金を併用することはできません。

※建築基準法等関係法令に適合しないことが発覚した場合、補助金を返還していただく場合があります。

3. 対象住宅

補助対象者がリフォーム後に5年以上居住する住宅が対象です。

- (1) 補助対象者と所有者が異なる場合は、3親等以内の親族所有に限り対象
(賃貸住宅は不可)
- (2) 店舗等併用住宅の場合、居住部分のみ対象
- (3) 過去10年以内に市が実施する住宅改修事業に係る補助金の交付を受けたことがある
家屋は除く

4. 補助金額

30万円以上の工事で、補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）となります。

<基本額>

上限金額：30万円

<加算額>

子育て世帯加算	補助対象者が、18歳未満の方と一緒に移住される場合	上限金額に20万円を加算
地区加算	人口2,001人～4,000人の地区 (安田、西益田)	上限金額に10万円を加算
	人口2,000人以下の地区 (鎌手・種・北仙道・豊川・真砂・二条・美濃・小野・中西・東仙道・都茂・二川・匹見上・匹見下・道川)	上限金額に20万円を加算

(例) 補助対象者が18歳未満の子と一緒に(20万円)、安田地区(10万円)に移住し、リフォームする場合は、上限金額60万円。

5. 募集期限

令和9年1月29日(金)まで

※先着順で予算額に達した場合、その時点で受付を終了します。事前にお問い合わせください。

6. 工事期間

助成金の交付決定後～令和9年3月15日(月)まで

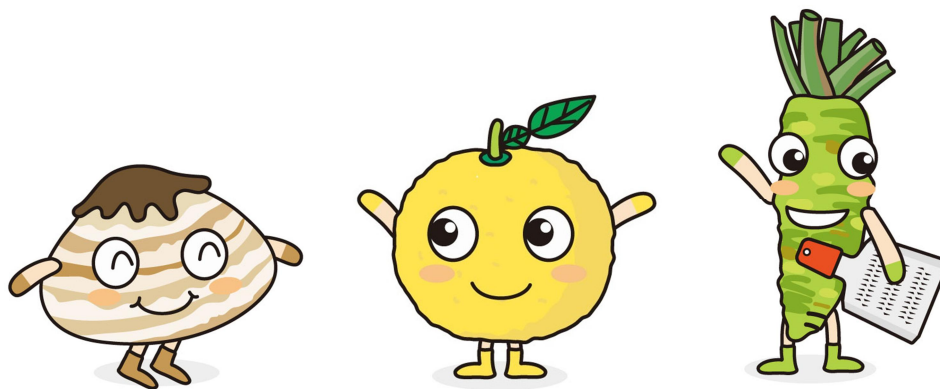
※申請時点で着手している工事や、交付決定前に着手する工事は対象となりません。

7. 補助金の返還について

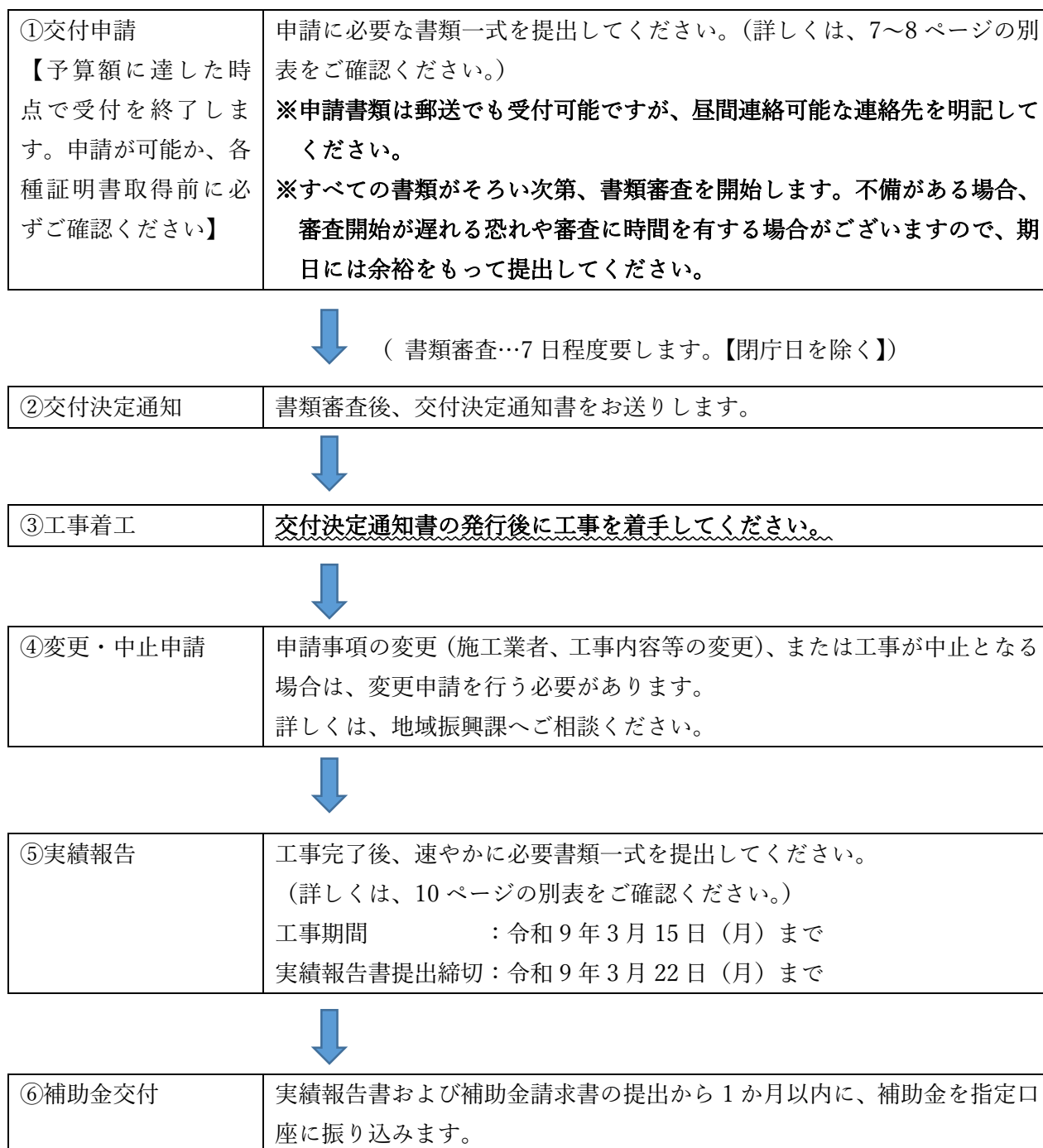
補助金の交付を受けた方が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り
消し、補助金を返還していただきます。

- (1) 交付決定を受けた日の属する年度末から5年未満で取壊、売却、譲渡したとき。
- (2) 交付決定を受けた日の属する年度末から5年未満で転出または転居したとき。
- (3) 事業完了後1か月以内に対象住宅に入居しないとき。
- (4) その他、交付の条件またはこの要綱の規定に違反したとき。

補助金の交付を受けた方には、改修を行った住宅の活用状況について、毎年
1回（翌年6月）、5年間報告していただきます。（補助金の交付決定を受けた
年度の末日から5年間）



◆□◆□◆ 申請から交付までの流れ ◆□◆□◆



提出書類一覧

1 交付申請

(1) 本人または親族所有の家屋を改修する方



▲各種様式はこちらからダウンロード
できます。(市公式ウェブサイト)

	提出書類	備 考
1	益田市地域の担い手移住リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）	益田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
2	改修工事設計図	工事内容が確認できるもの
3	改修工事見積書	工事内容及び積算内容が確認できるもの
4	施工前の現場写真	改修する箇所がわかるように撮影してください。
5	住民票の写し（入居者分）	※工事完了後に対象家屋に住民票を異動する方は、工事完了後1か月以内に提出してください。 [窓口] 益田市役所 市民課
6	戸籍附票（入居者分）	※本市転入日前に、5年以上市外に居住していたことが確認できるもの [窓口] 本籍のある市区町村役場 戸籍担当課
7	市税の納税証明書	申請者と所有者が異なる場合は、それぞれの納税証明書が必要です。[窓口] 益田市役所 税務課
8	対象家屋の所有等が確認できる書類 ①～③のいずれか1つ ①令和8年度固定資産税納税通知書 および課税明細書の写し ②固定資産評価証明書 ③登記の全部事項証明書 など	※共有名義の場合は、共有者全員の氏名が確認できる書類が必要です。 ①毎年4月頃に税務課から納税義務者宛てに送付されます。 ② [窓口] 益田市役所 税務課 ③ [窓口] 最寄りの法務局窓口
9	所有者が3親等以内の親族であることが確認できる書類（戸籍謄本の写しなど）	※親族所有の家屋の場合のみ [窓口] 本籍のある市区町村役場 戸籍担当課
10	益田市地域の担い手移住リフォーム事業補助金 リフォーム工事同意書（様式第2号）	※親族所有の家屋の場合のみ 共有名義の場合は、共有者全員の署名が必要です。 益田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
11	誓約書兼同意書（様式第3号）	益田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
12	その他市長が必要と認める書類	

(2) 空き家バンク登録物件を改修する方

※申請期限は売買契約または賃貸借契約を締結した日から1年以内です。

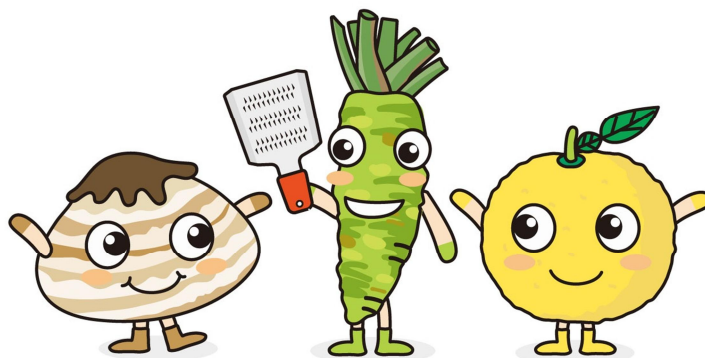
	提出書類	備 考
1	益田市地域の担い手移住リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）	益田市公式ウェブサイトからダウンロードいただけます。
2	売買契約書または賃貸借契約書の写し	
3	改修工事設計図	
4	改修工事見積書	積算内容が確認できるもの
5	施工前の現場写真	改修する箇所がわかるように撮影してください。
6	住民票の写し（入居者分）	※工事完了後に対象家屋に住民票を異動する方は、工事完了後に提出してください。 [窓口] 益田市役所 市民課
7	戸籍附票（入居者分）	※本市転入日前に、5年以上市外に居住していたことが確認できるもの [窓口] 本籍のある市区町村役場 戸籍担当課
8	市税の納税証明書	[窓口] 益田市役所 税務課
9	誓約書兼同意書(様式第3号)	※売買契約の場合のみ 益田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
10	益田市地域の担い手移住リフォーム事業補助金に係る承諾書兼誓約書(様式第4号)	※賃貸借契約の場合のみ 益田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
11	その他市長が必要と認める書類	

2 変更申請

※申請内容に変更が発生した場合は、工事完了後ではなく発生時点で速やかに申請してください。

施工業者や工事内容等を変更する場合、また改修工事自体を中止する場合などには、申請が必要です。

	提出書類	備考
1	益田市地域の担い手移住リフォーム事業補助金変更等承認申請書（様式第6号）	益田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
2	改修工事設計図	変更箇所がわかるようにしてください。
3	改修工事見積書（変更した後のもの）	
4	施工予定箇所の写真	改修する箇所がわかるように撮影してください。
5	その他市長が必要と認める書類	



3 実績報告

工事完了後、速やかに提出してください。

※令和9年3月22日(月)が提出〆切です。

	提出書類	備 考
1	益田市地域の担い手移住リフォーム事業完了報告書(様式第7号)	交付決定通知に併せて送付します。
2	改修工事に係る領収書または請求書の写し	複数業者の場合、それぞれの領収証または請求書の写しを提出してください。
3	工事実施後の施工箇所の写真	改修前後で施工箇所の比較をするため、交付申請時に提出いただいた写真と同じ方角から撮影した写真を提出してください。
4	住民票の写し(入居者分)	※補助金交付申請時に提出された方は必要ありません。
5	益田市地域の担い手移住リフォーム事業補助金交付請求書(様式第9号)	交付決定通知に併せて送付します。
6	補助金振込口座の通帳の写し	口座名義人、口座番号等が確認できるページをコピーしてください。

※各種証明や見積書は、発行後3か月以内のものがが必要です。

※提出書類等でご不明な点は、証明書等を取得する前にご相談ください。

送付先(郵送の場合)

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

益田市役所 地域振興課 定住促進係 宛

電話番号 0865-31-0173